

平成 27 年 7 月

開設者様
管理者様

厚生労働省 保険局 医療課

平成 26 年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査（平成 27 年度調査）

「在宅医療の実施状況調査」へのご協力をお願い

謹啓 時下、皆様におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。社会保険の運営につきまして、日頃格別のご協力を頂き大変有り難く存じます。

さて、平成 26 年 4 月の診療報酬改定においては、在宅医療を担う医療機関の確保と質の高い在宅医療を推進するため、緊急時に在宅医療を行う患者の後方受入を担当する医療機関に関する評価が新設されました。また、在宅医療を実績に応じて適切に評価する観点から、単独又は複数の医療機関の連携による機能強化型在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院の実績要件の見直し、常勤医師は 3 名以上確保されていなくとも十分な実績を有する在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院に対する評価が新設されました。さらに、保険薬局による患者宅への注射薬や衛生材料の提供、在宅における褥瘡対策の評価、在宅自己注射指導管理料の見直し等も行われました。

今般、中央社会保険医療協議会（以下、中医協）では、平成 26 年度の診療報酬改定による影響・効果等を検証するため、訪問看護ステーションを対象に、在宅療養後方支援病院の新設や機能強化型在宅診療等の評価の見直しによる影響、在宅における薬剤や衛生材料等の供給体制の推進等を含む在宅医療の実施状況について調査を実施することとなりました。本調査の結果は、中医協における診療報酬改定の結果検証に係る議論のための大変重要な資料となります。

つきましては、ご多用の折、大変恐縮でございますが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力賜りますよう、何卒お願い申し上げます。

なお、本調査は、厚生労働省からの委託により、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社が実施しますので、調査についてご不明な点等がございましたら、下記連絡先にお問い合わせください。

謹白

平成 27 年 7 月 23 日（木）まで

に同封の返信用封筒（切手不要）にて調査事務局宛てにご返送ください。

【連絡先】

「診療報酬改定結果検証に係る調査」事務局

〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-11-2

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

経済・社会政策部（担当：黒澤、佐藤、古賀、田村、田極）

E-mail：houmon@murc.jp

※電話は混み合う可能性がございますので、e-mail でご連絡いただけますと幸いです。

e-mail でご回答を差し上げるか、折り返し、弊社担当者からお電話をさせていただきます。

TEL：03-6733-3403（受付時間 10:00～17:00、土日・祝日除く）

FAX：03-6733-1028